

岩手県企業局管理規程第11号

企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年9月30日

岩手県企業局長 佐々木 幸 弘

企業局組織規程の一部を改正する規程

企業局組織規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p style="text-align: center;">(事業所の組織及び分掌事務)</p> <p>第3条 発電に関する業務及び発電施設の維持保全に関する事務を分掌させるために施設総合管理所を、発電施設（施設総合管理所の所管施設を除く。）の維持保全、<u>発電所の建設工事（業務課の所管に関するものを除く。）</u>並びに工業用水道の管理及び建設工事に関する事務を分掌させるために県南施設管理所を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 県南施設管理所の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 発電所及びその附属施設の設計、施工及びこれらの工事の監督（業務課の所管に関するものを除く。）に関すること。</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p>5 [略]</p> <p style="text-align: center;">(職の設置)</p> <p>第5条 企業局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げる職を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td>所長 次長 課長 <u>特命課長</u> 主査</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定する課長及び担当課長を、次のとおり本庁の室及び課に置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">室及び課</th> <th style="width: 80%;">担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務課</td> <td>事業担当課長 電気課長 土木・施設担当課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～7 [略]</p> <p style="text-align: center;">(事業所の主要職員の職務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	区 分	職	[略]		事業所	所長 次長 課長 <u>特命課長</u> 主査	室及び課	担当課長	[略]		業務課	事業担当課長 電気課長 土木・施設担当課長	<p style="text-align: center;">(事業所の組織及び分掌事務)</p> <p>第3条 発電に関する業務及び発電施設の維持保全に関する事務を分掌させるために施設総合管理所を、発電施設（施設総合管理所の所管施設を除く。）の維持保全並びに工業用水道の管理及び建設工事に関する事務を分掌させるために県南施設管理所を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 県南施設管理所の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p>5 [略]</p> <p style="text-align: center;">(職の設置)</p> <p>第5条 企業局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げる職を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td>所長 次長 課長 主査</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定する課長及び担当課長を、次のとおり本庁の室及び課に置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">室及び課</th> <th style="width: 80%;">担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務課</td> <td>事業担当課長 電気課長 土木・施設担当課長 <u>発電所建設担当課長</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～7 [略]</p> <p style="text-align: center;">(事業所の主要職員の職務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	区 分	職	[略]		事業所	所長 次長 課長 主査	室及び課	担当課長	[略]		業務課	事業担当課長 電気課長 土木・施設担当課長 <u>発電所建設担当課長</u>
区 分	職																								
[略]																									
事業所	所長 次長 課長 <u>特命課長</u> 主査																								
室及び課	担当課長																								
[略]																									
業務課	事業担当課長 電気課長 土木・施設担当課長																								
区 分	職																								
[略]																									
事業所	所長 次長 課長 主査																								
室及び課	担当課長																								
[略]																									
業務課	事業担当課長 電気課長 土木・施設担当課長 <u>発電所建設担当課長</u>																								

4 特命課長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 所の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。	
5 [略]	4 [略]
6 [略]	5 [略]
7 [略]	6 [略]
8 [略]	7 [略]
9 [略]	8 [略]
10 [略]	9 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。

(企業局公印規程の一部改正)

2 企業局公印規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																					
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">公 印</th> <th rowspan="2">管守機関</th> </tr> <tr> <th>印刻文字</th> <th>大きさ（ミリメートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩手県企業局業務課 土木・施設担当課長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設総合管理所長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公 印		管守機関	印刻文字	大きさ（ミリメートル）	[略]			岩手県企業局業務課 土木・施設担当課長	[略]		施設総合管理所長	[略]		[略]			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">公 印</th> <th rowspan="2">管守機関</th> </tr> <tr> <th>印刻文字</th> <th>大きさ（ミリメートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩手県企業局業務課 土木・施設担当課長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩手県企業局業務課 発電所建設担当課長</td> <td style="text-align: center;">//</td> <td>業務課発電所建設担 当課長</td> </tr> <tr> <td>施設総合管理所長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公 印		管守機関	印刻文字	大きさ（ミリメートル）	[略]			岩手県企業局業務課 土木・施設担当課長	[略]		岩手県企業局業務課 発電所建設担当課長	//	業務課発電所建設担 当課長	施設総合管理所長	[略]		[略]		
公 印		管守機関																																				
印刻文字	大きさ（ミリメートル）																																					
[略]																																						
岩手県企業局業務課 土木・施設担当課長	[略]																																					
施設総合管理所長	[略]																																					
[略]																																						
公 印		管守機関																																				
印刻文字	大きさ（ミリメートル）																																					
[略]																																						
岩手県企業局業務課 土木・施設担当課長	[略]																																					
岩手県企業局業務課 発電所建設担当課長	//	業務課発電所建設担 当課長																																				
施設総合管理所長	[略]																																					
[略]																																						
備考 改正部分は、下線の部分である。																																						

(企業局企業職員給与規程の一部改正)

3 企業局企業職員給与規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																																														
(級別職務区分)	(級別職務区分)																																																																														
第3条 級別職務区分は、次の表に掲げるとおりとする。	第3条 級別職務区分は、次の表に掲げるとおりとする。																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="9">行政職給料表に定める級別職務区分</th> </tr> <tr> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> <th>9級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 庁</td> <td colspan="2">[略]</td> <td colspan="7">[略]</td> </tr> <tr> <td>事 業 所</td> <td colspan="2">[略]</td> <td>課長</td> <td colspan="2">[略]</td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	行政職給料表に定める級別職務区分									1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	本 庁	[略]		[略]							事 業 所	[略]		課長	[略]						<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="9">行政職給料表に定める級別職務区分</th> </tr> <tr> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> <th>9級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 庁</td> <td colspan="2">[略]</td> <td colspan="7">[略]</td> </tr> <tr> <td>事 業 所</td> <td colspan="2">[略]</td> <td>課長</td> <td colspan="2">[略]</td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	行政職給料表に定める級別職務区分									1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	本 庁	[略]		[略]							事 業 所	[略]		課長	[略]					
区 分		行政職給料表に定める級別職務区分																																																																													
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級																																																																						
本 庁	[略]		[略]																																																																												
事 業 所	[略]		課長	[略]																																																																											
区 分	行政職給料表に定める級別職務区分																																																																														
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級																																																																						
本 庁	[略]		[略]																																																																												
事 業 所	[略]		課長	[略]																																																																											

		[略]
	[略]	

[略]

(特殊現場業務手当)

第6条 [略]

2 前項に規定する手当の額は、勤務1日につき、次の表に掲げるとおりとする。

区 分		手当の額
[略]		
職務の級4級又は5級の職員	担当課長、課長、特命課長、上席技術専門員、主任主査及び技術副主幹	[略]
	[略]	
[略]		

		[略]
	[略]	

[略]

(特殊現場業務手当)

第6条 [略]

2 前項に規定する手当の額は、勤務1日につき、次の表に掲げるとおりとする。

区 分		手当の額
[略]		
職務の級4級又は5級の職員	担当課長、課長、上席技術専門員、主任主査及び技術副主幹	[略]
	[略]	
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

(企業局代決専決規程の一部改正)

4 企業局代決専決規程(昭和49年岩手県企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(施設総合管理所及び県南施設管理所の課長等専決事項)</p> <p>第10条 施設総合管理所の課長並びに県南施設管理所の課長、<u>特命課長</u>及び上席技術専門員は、施設総合管理所及び県南施設管理所の長に委任された事項並びに施設総合管理所及び県南施設管理所の長が専決できる事項のうち、軽易又は定例的な事項であらかじめ局長が指定した事項を専決することができる。</p>	<p>(施設総合管理所及び県南施設管理所の課長等専決事項)</p> <p>第10条 施設総合管理所の課長並びに県南施設管理所の課長及び上席技術専門員は、施設総合管理所及び県南施設管理所の長に委任された事項並びに施設総合管理所及び県南施設管理所の長が専決できる事項のうち、軽易又は定例的な事項であらかじめ局長が指定した事項を専決することができる。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(企業局電気工作物保安規程の一部改正)

5 企業局電気工作物保安規程(昭和61年岩手県企業局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(主任技術者の選任)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項に掲げる主任技術者の監督範囲及び選任の対象は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>監督範囲</th> <th>選任の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電気主任技術者</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設中の水力発電所、風力発電所及</td> <td>業務課総括課長、業務課の課長若しくは担当課長、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者又は施設総合管理所若しくは県南</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	監督範囲	選任の対象	電気主任技術者	[略]		建設中の水力発電所、風力発電所及	業務課総括課長、業務課の課長若しくは担当課長、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者又は施設総合管理所若しくは県南	<p>(主任技術者の選任)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項に掲げる主任技術者の監督範囲及び選任の対象は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>監督範囲</th> <th>選任の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電気主任技術者</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設中の水力発電所、風力発電所及</td> <td>業務課総括課長、業務課の課長若しくは担当課長、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者又は施設総合管理所若しくは県南</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	監督範囲	選任の対象	電気主任技術者	[略]		建設中の水力発電所、風力発電所及	業務課総括課長、業務課の課長若しくは担当課長、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者又は施設総合管理所若しくは県南
区 分	監督範囲	選任の対象															
電気主任技術者	[略]																
	建設中の水力発電所、風力発電所及	業務課総括課長、業務課の課長若しくは担当課長、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者又は施設総合管理所若しくは県南															
区 分	監督範囲	選任の対象															
電気主任技術者	[略]																
	建設中の水力発電所、風力発電所及	業務課総括課長、業務課の課長若しくは担当課長、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者又は施設総合管理所若しくは県南															

	び太陽電 池発電所	施設管理所の長、次長、課長、 <u>特命課長</u> 、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者		び太陽電 池発電所	施設管理所の長、次長、課長、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者
	[略]			[略]	
ダム水 路主任 技術者	[略]		ダム水 路主任 技術者	[略]	
	建設中の 水力発電 所	業務課総括課長、業務課の課長若しくは担当課長、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者又は施設総合管理所若しくは県南施設管理所の長、次長、課長、 <u>特命課長</u> 、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者		建設中の 水力発電 所	業務課総括課長、業務課の課長若しくは担当課長、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者又は施設総合管理所若しくは県南施設管理所の長、次長、課長、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者
備考 改正部分は、下線の部分である。					